

前橋市職員の定年等に関する条例の改正について（議案第82号）

職員課

1 改正の理由

- (1) 国の職員に準じ、本市職員の定年を引き上げる。
- (2) 地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 定年制度

- ア 職員の定年を段階的に引き上げて65歳とする。
- イ 医師である職員の定年を段階的に引き上げて70歳とする。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- ア 管理監督職の範囲は、原則として、管理職手当の支給対象の職とする。
- イ 管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日まで短時間勤務の職に再任用することができることとする。

3 施行期日

令和5年4月1日